

2007年3月13日

中央環境審議会

21世紀環境立国戦略特別部会

部会長 鈴木 基之 様

第3回部会に向けた意見

日本労働組合総連合会
総合政策局社会政策局長
花井 圭子

すでに出されている意見と重なる部分もありますが、下記の意見を述べさせていただきます。

1. 戦略の基本理念、視点等

- 地球と人類・動植物の共生、持続可能な世界・社会をめざす
- 地球温暖化に対する危機意識の世界的な共有化
- 世界的な気候安全保障
- 国内外における食料安全保障、資源安全保障
 - * 自国のみでの安全保障ではなく、各国相互尊重の視点が必要。
- 先進国の果たすべき責務の明確化
- 先進国の開発途上国への技術・人材育成等に関する支援・援助
- アジアにおける日本の役割・責務を中心に、アフリカ等の開発途上国への支援・援助の決意
- わが国の循環型社会、省エネ社会、自然共生型社会をめざす決意
- 「3R」イニシアティブ推進
- 国民のライフスタイルを変える取り組みの発信

2. 具体的な施策

<世界的な施策>

- 京都議定書以降の世界的枠組みの構築
 - * 最大の課題は、アメリカ、中国、インド、オーストラリア
- 各国個別施策・課題に関する世界共通基準の策定への努力
- 産業廃棄物、有害物質等に対する国際的監視の強化と違反国（事業者）に対するペナルティーの検討
- アジアを中心に開発途上国に対する日本の環境技術の支援と人材育成、そのための財源確保

*ただし、支援先国の文化・生活態様を尊重し、その国の発展に結びつく持続的なものとする。特に人材育成が重要。

- 開発途上国の環境に関する人材育成のため、大学や研究機関に研究者を大幅に受け入れる体制の整備

<国内的な施策>

- 各省庁の環境施策を課題別に統合化し、施策推進のための財源の重点化、効率化の推進
- 中長期の目標設定、法律・税制など政策手段の検討、実効性の確保に向け、国会の場に与野党で構成する特別委員会などを設置
- 森林の国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を重視し、森林整備等に向け人材育成・確保、予算の重点化
- 一定規模以上の企業・事業所における環境教育の推進
 - *学校も重要であるが、問題は家庭・オフィス部門であることから、勤労者（大人）に対する環境教育の実施とその方策を検討
- 認可事業における認可要件に環境対策実施を盛り込む
- ライフスタイルの見直しを実践するため、働き方の見直し、労働時間短縮等、ワークライフバランスの施策を盛り込む
- 国民運動の推進
 - ①環境NGO・NPOに加え、労働組合・女性・高齢者・消費者教育関係等、様々な団体が参加する国民的運動の展開
 - <参考/労働組合の取り組み>
 - *「チームマイナス6%」に63の労働組合が参加している
 - *6月～9月のクールビズ、12～3月ウォームビズの取り組み
 - *アジアの国々における植林、レジ袋減少に取り組む労働組合がある。
 - ②各団体の取り組み紹介、具体的実践の成果の共有化を図ることのできる機動的な「国民会議（仮称）」の設置（たとえば内閣府の下）
 - ③都道府県、政令市、中核市（可能なところは市町村ごと）単位に環境運動のセンターの設置
- 自治体ごとの取り組みに関する情報の発信
- IPCC報告、スターンレビュー、国連の動向などについて、国民がわかりやすい情報の発信を工夫
 - *学校、TV、新聞、雑誌、政府公報、自治体広報などの活用

以上

平成 19 年 3 月 13 日

21 世紀環境立国戦略特別部会（第 3 回）に向けた意見

三菱東京 UFJ 銀行

平野信行

これまで 2 回に亘る会合での議論も踏まえ、以下の通り意見を申し上げます。

(1) 戦略の基本理念、視点等

- 「戦略」と銘打って纏める以上、国内と国際社会に向けた強いメッセージを包含したものであるべきである。
- まず国内に向けてであるが、『国民的合意の形成』を最大の目標として、今回を機に全国民あげて環境に取り組む体制を構築していただきたい。例えば、CO₂の排出削減は家庭部門の進捗が最も遅れているが、現状なお国民一人ひとりには危機感が醸成されていない。国・地方自治体、企業、家計がともに役割を担い、取り組むべき国民的課題であるという世論形成を行うべきである。
- 国際社会に対しては『技術立国を活用したアプローチ』『アジアの視点』を入れたものとすべきである。欧米では排出権取引の議論が主流であるが、広く途上国にも参加を働きかけるには、省エネの推奨・環境教育の意義が大きい。我が国では経済成長と並行してエネルギー効率を高めてきた実績があり、3R を通じた循環社会の構築、技術移転・CDM を通じてアジア諸国の環境改善に取り組む決意を広く国際社会に向けて発信すべきと考える。
- 各省庁が一枚岩となって取り組むべき課題であり、省庁連携が重要であるが、イニシアティブを取るのは誰なのか、責任を明確化すべきである。

(2) 具体的な施策

金融機関としては、以下の施策の展開をお願いしたい。

- 市場において環境配慮行動が積極的に評価される仕組み作り…企業の環境配慮の取組状況についての情報開示を積極化させるよう指標の設定等を行うとともに、投融资・購買において環境配慮行動へのインセンティブが働くよう税制優遇措置の発動も行うべきである。
- CDM のポスト京都の枠組作り…CDM が京都議定書に基づく制度であり、CDM によって発生するクレジットが京都議定書の第一約束期間のみ有効であるとの現在の制度では、比較的足の速い小規模案件が中心となり大規模な削減事業に繋がらない弊害もあることから、早期にポスト京都の枠組みを確定いただきたい。

わが国の環境立国宣言

- ①目的： 地球上のすべての国々が「持続可能な社会」の構築への最善の努力を通じて、「持続可能な世界」の構築に貢献することを、世界の国々に促す為の現時点での最も効果的なわが国の立国宣言を発表する。
- ②目標： すべての国々が、上記の目的を達成する為に、経済・社会・環境持続性を主流化したマクロ経済・産業部門別政策を樹立し、それを可能にする為の全国的人材育成政策、科学・技術政策、投資政策、管理政策を考案し、その効率的かつ効果的な実施体制を構築する。
- ③原理・原則： 国民各層の参画、透明性・負託責任の確保、地域社会の主体性・多様性重視、社会的規制・経済的手段の適切な組み合わせ等。
- ④政策・施策の選択基準： 必要性、緊急性、現状認識・把握・分析の妥当性、効率性、有効性、効果性、説得性、実現可能性、持続可能性、先駆性・新規性。
- ⑤枠組み： 短期的政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックス。
縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。
中期的政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックス。
縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。
長期的政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックス。
縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。
- ⑥具体的政策・施策と体制強化：
- 国内政策・施策： 直近の全国的な環境基本計画、各都道府県・都市等の環境基本計画で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例 一 温室効果ガス排出全国・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等)。
- 国際政策・施策： 直近の国際的環境協定・議定書・約束等で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例 一 温室効果ガス排出国別・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等とこれら国際協定・条約・議定書・約束へ加盟ないし賛同する国々、産業、地域への国際支援活動の強化等)。
- 国内・国際体制： 周知徹底体制の強化、モニタリング体制の強化、違反罰則の強化。

環境立国宣言の付加的具體策について

1. 具体的政策・施策と体制強化の枠組み:

① 国内政策・施策: 直近の全国的な環境基本計画、各都道府県・都市等の環境基本計画で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例 — 温室効果ガス排出全国・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等)。

② 国際政策・施策: 直近の国際的環境協定・議定書・約束等で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例 — 温室効果ガス排出国別・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等とこれら国際協定・条約・議定書・約束へ加盟ないし賛同する国々、産業、地域への国際支援活動の強化等)。

③ 国内・国際体制: 周知徹底体制の強化、モニタリング体制の強化、違反罰則の強化。

2. 具体的国内政策・施策と体制強化

① 日本政府が NGO と共同で2002年ヨハネスブルグの WSSD で提唱し、その後国連が採択した「国連・持続可能な開発の為の教育の10年」を成功させる為に、各都道府県、各市町村に「持続可能な社会構築協議会」を設立し、各地域の歴史、地理的・経済的・産業的・社会的特性に合致した「持続可能な社会構築プラン」を、各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。

② 京都議定書が設定した「地球温暖化ガス排出削減量」を、日本が率先して達成し、国際社会で主導的な立場にたつために、その具體策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。

③ 日本政府が昨年来主唱してきた「3R宣言」の具體策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。

④ 世界の大半の政府が2002年に署名・批准し、推進してきた「生物多様性条

約」の具体策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。

⑤ 世界の大半の政府が2005年以来推進してきた「世界水フォーラム宣言」で提唱した淡水の節約、淡水源の確保に関する具体策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。

⑥ これらの政策・施策を実行可能な計画にするために、官邸が主導する新たな「21世紀地球保護基金」ないし「地球憲章基金」ないし「私たちの愛の星基金」ないし「私たちの美しい星基金」、通称「安倍基金」を創設し、21世紀の国内外における先端的環境立国プログラムに重点的に配分する。その財源には、道路特定財源や電源特会等の余剰見込み金、さらに全納税者に呼びかけ協力をお願いする今年限りの「愛の星特別寄付金」をあてる。

3. 具体的対外政策・施策と体制強化

① 以上のわが国における国内対策の世界的な応用的導入を、G8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

② 各国の地球温暖化ガス排出量制限を規定する「世界人民の環境権宣言」の導入をG8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

③ ポスト京都CDM継続宣言の採択をG8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

④ 東アジア環境機構の設立を現在討議中の「東アジア共同体」の設立を待たずに、国連地域委員会、アジア開発銀行やその他のアジア地域における国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

⑤ わが国の環境保全に多大な影響を与えるアジア諸国を中心とした地球温暖化ガス排出量の多い国との間に「日本・X国環境協力基金」を創設し、当該国の環境保全と同時に、わが国の環境保全を図る。その一環として、「都市間環境協力・交流」を促進し、国境を越えた都市間環境ネットワークを、各地域の主導で創設する。この活動に対しては、民間企業の協力を得て拡大した「地球環境基金」や「安倍基金」を適用する。

⑥ 国連信託統治理事会を廃止して、「地球環境理事会」ないし「地球環境

⑦ 安全保障理事会」の創設を、G8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。